

各学校施設開放運営委員会  
会長・顧問 各位

神戸市教育委員会事務局総務部  
総務課課長（政策調整担当）

## 令和6年度以降学校施設開放事業補助金について

令和6年3月9日・11日実施の「令和6年度学校施設開放事業事務説明会」にて、「前年度までの『運営費』および『図書購入費』の繰越金額が補助金単価を上回っている場合、補助額を調整する予定」とご説明いたしましたが、下記の方針に決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 方針

##### (1) 令和5年度精算・令和6年度補助金交付について

- ・令和5年度末の「運営費」および「図書購入費」の残額については、これまでどおり運営に必要な消耗品や備品購入に充てることができます。
- ・なお、報酬・地域貢献事業については、これまでどおり残額は返還となります。

##### (2) 令和6年度補助金の執行・年度末精算について

- ・令和6年度中の「運営費」および「図書購入費」の支出は、前年度からの繰越金がある場合、繰越金から優先的に執行することとします。
- ・年度末精算では、これまでどおり『実施報告書兼補助金精算書』の提出が必要です。

なお、精算については以下のとおりです。

##### ■ R5繰越金及びR6補助金を全額執行した場合

⇒返還不要

##### ■ R5繰越金を執行し、その上でR6補助金を執行したものの、R6補助金に残額がある場合

⇒『令和6年度補助金交付決定』の一部を取り消し、残額の返還が必要となります。

##### ■ R6の執行がR5繰越金で足り、R6補助金が不要となった場合

⇒『令和6年度補助金交付決定』を取り消し、令和6年度補助金全額の返還が必要となります。  
なお、その上で生じた繰越（R5繰越残金）については、令和7年度以降、同様に対応します。

#### 2. 留意事項

補助金は、開放事業の運営に必要なものについてのみ支出することとし、他の用途に使用することのないよう、適正な運用をお願いします。

なお、今回の変更に伴い、精算にかかる事務負担の軽減についても検討しています。詳細は改めて説明会にてご説明いたします。

担当 教育委員会事務局総務部  
総務課 政策係  
TEL 078-984-0615

(裏面へ)

## 今後のスケジュール（予定）

2月初旬	学校施設開放事業事務説明会
3月中	令和7年度 使用許可申請書・補助金申請書提出（→4月中 令和7年度補助金交付予定）
4月初旬	令和6年度 補助金精算書類 提出
5月末迄	（精算の結果、返還が必要な場合）総務課発行の「納付書」により返還手続き

## 参考

### ■学校施設開放運営委員会補助金交付要領 抜粋

#### 第7条第1項

市長は、補助金交付の決定を受けた運営委員会が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

#### 第9条第2項

市長は、確定した交付額を超える補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

### ■神戸市補助金等の交付に関する規則 抜粋

#### （交付の条件）

第7条 市長等は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容若しくは遂行計画又は補助事業等に要する経費の配分の変更（市長等の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長等の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長等の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長等に報告してその指示を受けるべきこと。

2 市長等は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を本市に納入すべき旨の条件を付することができる。

3 市長等は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前2項に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。